

平成 29 年 12 月 19 日

◎弘田委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(15 時 59 分開会)

本日の委員会は「委員長報告の取りまとめなど」についてであります。

《請願について》

◎弘田委員長 初めに、先日の委員会で結論を留保いたしました請第 3 号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」は、請願者の代理人である紹介議員から本請願を取り下げたい旨の申し出がありました。

ここで、請願の取り下げの件を議題といたします。

お諮りいたします。

請第 3 号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」は、取り下げを承認することに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《委員長報告取りまとめ》

◎弘田委員長 それでは、委員長報告についてです。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 4 号議案から第 7 号議案、第 11 号議案、第 15 号議案、第 18 号議案及び第 28 号議案、以上 9 件については全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第 1－2 号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」及び請第 2－2 号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」は、採決の結果、いずれも賛成少数をもって不採択にすべきものと決しました。

請第 3 号「難病医療費助成制度における診断書料の公費助成制度創設を求める請願について」は、請願を取り下げたい旨の申し出があり、全会一致で取り下げを承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、健康政策部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、健康づくり推進事業費について、執行部から、高知家健康パスポート事業の取り組みの充実を図るため、平成30年度から、新たに上位ステージとなるパスポートⅢを導入することとし、その準備に要する経費であるとの説明がありました。

委員から、健康パスポートの取得者数の目標はどうか、また市町村での取り組み状況はどうかとの質疑がありました。

執行部からは、日本一の健康長寿県構想において、平成30年度末で3万2,000人の取得者数を目標としているが、今回事業期間を3年間延長し、目標を5万人に上方修正したところである。また、現在27市町村で健康パスポートを活用した事業を実施しているが、平成30年度には全市町村で実施していただくよう調整中であるとの答弁がありました。

別の委員から、健康パスポート事業の効果を目で見えるようにすることは難しいが、その効果を県民に示すことで健康志向につながっていくと考えるがどうかとの質疑がありました。

執行部からは、ランクアップ制度の充実で、最上位のステージとしてマイスター制度の導入を検討している。マイスターを取得した方には、健康状態や生活習慣の変化などについて伺い、成果をアピールする広告塔になっていただきたいと考えている、との答弁がありました。

次に、第7号「高知県国民健康保険法施行条例議案」について、執行部から、国民健康保険法の改正により、県の条例で定めることとされた国民健康保険事業費納付金などの必要事項を規定しようとするものであり、県に設置する国保運営協議会や市町村に負担してもらう事業費納付金などに関するものであるとの説明がありました。

委員から、高額な医療費が発生した場合、県全体で共同負担することになるが、現状と制度改正による将来予測についてはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、高額な医療費については医療の高度化によって増加しており、1億円を超える医療費が発生している事例もある。このような高額医療費が小規模な市町村で発生した場合、事業費納付金が大きく増加し耐えられないことから、全市町村が共同で負担することとしたとの答弁がありました。

さらに委員から、医療費は市町村によって差があり、市町村ごとの取り組みが必要になると思うが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。

執行部からは、医療費の適正化を図っていくには、県民の健康づくりに取り組むとともに、地域医療構想において医療の機能を効率よくすることにより、病院よりも介護施設、介護施設よりも在宅というように、本人の状態に応じて生活の質を上げていくことが大事であり、その結果として医療費が下がっていくよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、動物愛護推進事業費について、執行部から、小動物管理センターや収容されている動物について周知を図り、譲渡につなげるほか、動物の適正飼育、終生飼養についての広報などに要する経費であるとの説明がありました。

委員から、離乳前の子猫をボランティアに預けるミルクボランティア制度の開始時期はいつごろを予定しているのかとの質疑がありました。

執行部からは、保健所や小動物管理センターと協議を行っており、今年度内には開始したいと考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、現在検討されている動物愛護センターの完成予定はいつか。また、候補地についてはどのように考えているのかとの質疑がありました。

執行部からは、現在幾つかの候補地を検討しているが、ある程度人が集まる場所で、騒音や排水などクリアすべき課題もあり、他県でも設置場所の選定に時間を要している。できるだけ早期に建設できればと考えている。候補地については、県有地だけでなく市や民間の土地も含めて最適な場所を検討していくとの答弁がありました。

次に、地域福祉部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、地域生活定着促進事業委託料について、執行部から、県は地域生活定着支援センターを設置し、福祉的支援を必要とする矯正施設退所予定者や退所者に対して、関係機関と連携しながら福祉サービスの利用に係る相談支援などを実施している。平成30年4月からの円滑な事業開始に向けて、本年中から手続に着手するため、債務負担行為を設定するものであるとの説明がありました。

委員から、支援者には専門性が問われると考えるが、専門性の確保についてはどうかとの質疑がありました。

執行部からは、以前は社会福祉士会へ委託していたが、今年度から県社会福祉協議会に委託して事業を実施している。支援の継続性が必要なことから、社会福祉士会で中心的に支援をしていた方を社会福祉協議会でも引き続いて3カ月間雇用し、専門的な支援の仕方などを県社会福祉協議会の職員に引き継いできたので、一定の技術は身についた状況であるとの答弁がありました。

別の委員から、支援を必要とする方はどのように選定されているのかとの質疑がありました。

執行部からは、地方検察庁や保護観察所及び弁護士などから、支援の必要な方について依頼が来るようになってきているとの答弁がありました。

次に、文化スポーツ部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計補正予算」のうち、オリンピック・パラリンピック東京大会事前合宿招致事業委託料について、執行部から、バドミントン日本代表合宿を

本県で開催するための経費であり、合宿を通じて県民のスポーツに対する関心を高め、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成を図るとともに、バドミントン日本代表との関係をより強固なものとし、シンガポールバドミントンチームの事前合宿につなげていきたいとの説明がありました。

委員から、この事業の予算はどのように使われるのかとの質疑がありました。

執行部からは、旅行会社に支払う委託料として計上しており、主に、滞在に伴う宿泊代や県内のバスの借り上げ代、練習に伴う備品代などに要する経費であるとの答弁がありました。

別の委員から、金メダリストと触れ合う機会があると、夢があり、力もわくと思うが、県内の学生や選手が、合宿中の日本代表選手と交流する機会は得られるかとの質疑がありました。

執行部からは、高知県バドミントン協会を通じて、日本バドミントン協会に、子供などが合宿を間近で見られる取り組みや、県内の有力選手や指導者を対象とした、日本代表のコーチから実技指導などが直接受けられる機会の提供などを要請しているとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

公営企業局についてであります。

「吉野ダム・杉田ダム関連構造物耐震補強検討委託調査の結果の概要について」執行部から、昨年9月議会で補強対策の工法などを検討する補正予算が承認され、検討を進めてきた。その結果、吉野ダムの門柱については、耐震性能上問題となる損傷が生じないことが確認できたが、杉田ダムのゲートについては、最も安価な案でも設計費用などを含めると約10億円の事業費が見込まれており、今後の対応方針として、耐震性能が十分に確保できる貯水位を正確に把握した上で、今回の調査で策定した補強対策3案や売電収入などと比較検討の上、具体的な対応方針を決定するよう考えているとの説明がありました。

委員から、補強対策の費用面を考慮する必要があるが、大丈夫な形をつくることに全力を傾けていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

◎弘田委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ よろしいと思います。

◎弘田委員長 それでは、正場に復します。ただいま御協議いただきました文案により、本会議で委員長報告を行うことにいたします。

なお、細部の調整については正・副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎弘田委員長 それでは、閉会中の継続審議の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることについて御異議ございませんか。

(異議なし)

◎弘田委員長 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

《その他》

◎弘田委員長 次に、来年度の出先機関の業務概要調査についてであります。

来年度の出先機関等の調査について、本委員会において民間施設等を含めた調査先を決めておく必要がありますので、今後の予定等について書記に説明させます。

◎書記 出先機関等調査の調査先選定について御説明いたします。

まず、危機管理文化厚生委員会が所管する出先機関は、お配りしました資料の①のとおりです。②が関係する公社、団体等で、定例的に調査を行っている機関です。

資料の裏面に参考として今年度の出先機関等調査の日程表をつけております。

また、過去5年間の出先機関等調査での調査先及び関係する機関の一覧表をA3のペーパーでお配りしています。

今後の選定スケジュールですが、1月19日までに先機関等調査とあわせて視察すべき民間施設等を事務局まで御連絡いただき、民間施設等に視察受け入れが可能か確認後、正・副委員長に調査先を選定していただきます。

事務局で具体的な日程調整を行った後、2月定例会で日程案としてお示ししたいと考えております。

2月定例会で日程案をもとに御協議いただいた結果を次年度の委員会に申し送り、4月以降の新しい委員会で正式に決定する流れとなります。

説明は、以上です。

◎弘田委員長 それでは、このことについて協議したいと思います。御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ スポーツ課ができたので、体育協会はぜひ行ってもらいたい。

◎ 医療再生機構へ、一回行ってもらいたい。

- ◎ どこかに行くということは、どこかを減らさなくてはいけないんでしょう。
- ◎ スポーツ振興財団はもう今回行ったし。
- ◎ 安芸の自主防災組織連絡会も減るでしょうし、どこか新しく3つくらい。
- ◎ 入れかえてあげたらいいと思います。南国の消防防災航空隊も新しくできているので。
- ◎ だいたい、そんな感じでよろしいですかね。

◎**弘田委員長** 正場に復します。協議を終わります。

ただいま委員の皆様方からいただきました御意見と合わせて、1月19日までにご利用いただきました御意見につきましては、正・副委員長で日程等の調整を行い、2月定例会において、本委員会からの申し送り案として御協議いただくことといたします。

以上で、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(16時15分閉会)